

令和元年度

監査報告書

学校法人 大乘淑徳学園



監査報告書

令和2年6月17日

学校法人 大乘淑徳学園
理事会 御中

学校法人 大乘淑徳学園

監事 野村 赳史 ㊟

監事 高橋 早百合 ㊟

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第17条の定めに基づき、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)財産目録を含む決算の状況(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び付属明細書)を含め学校法人大乘淑徳学園の業務並びに財産の状況について監査を行いました。その結果次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

私たち監事は、理事会、評議員会その他必要と思われる重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取するとともに、重要な決裁書類を閲覧し、公認会計士及び内部監査室との連携(定期的な協議と計画のすり合わせ、情報交換等)を図りつつ業務及び財産の状況について監査いたしました。また、私立学校振興助成法第14条第3項の規程に基づく監査を行った公認会計士からの監査の報告・説明を受け、計算書類につき検討を加えました。さらに、内部監査室から内部監査について報告及び説明を受けました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人大乘淑徳学園の業務に関する決定及び執行は適正であり、業務または財産に関して不正の行為又は法令、若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 計算書類、すなわち、資金収支計算書(資金収支内訳表・人件費支出内訳表及び活動区分資金収支計算書を含む)、事業活動収支計算書(事業活動収支内訳表を含む)、貸借対照表(固定資産明細表・借入金明細表、基本金明細表を含む)並びに財産目録は会計帳簿の記載と合致し、法令及び寄附行為等に従い、学校法人大乘淑徳学園の収支状況及び財政状況を正しく表示しているものと認めます。

以上

監査報告書

令和2年6月17日

学校法人 大乘淑徳学園
評議員会 御中

学校法人 大乘淑徳学園

監事 野村 赳史 ⑩

監事 高橋 早百合 ⑩

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第17条の定めに基づき、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)財産目録を含む決算の状況(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び付属明細書)を含め学校法人大乘淑徳学園の業務並びに財産の状況について監査を行いました。その結果次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

私たち監事は、理事会、評議員会その他必要と思われる重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取するとともに、重要な決裁書類を閲覧し、公認会計士及び内部監査室との連携(定期的な協議と計画のすり合わせ、情報交換等)を図りつつ業務及び財産の状況について監査いたしました。また、私立学校振興助成法第14条第3項の規程に基づく監査を行った公認会計士からの監査の報告・説明を受け、計算書類につき検討を加えました。さらに、内部監査室から内部監査について報告及び説明を受けました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人大乘淑徳学園の業務に関する決定及び執行は適正であり、業務または財産に関して不正の行為又は法令、若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 計算書類、すなわち、資金収支計算書(資金収支内訳表・人件費支出内訳表及び活動区分資金収支計算書を含む)、事業活動収支計算書(事業活動収支内訳表を含む)、貸借対照表(固定資産明細表・借入金明細表、基本金明細表を含む)並びに財産目録は会計帳簿の記載と合致し、法令及び寄附行為等に従い、学校法人大乘淑徳学園の収支状況及び財政状況を正しく表示しているものと認めます。

以上